

第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル実施要項

目 次

1	目的	2
2	業務の概要	2
3	参加資格要件	2
4	選定スケジュール	3
5	プロポーザルへの参加	3
6	質問及び回答	6
7	審査方法	6
8	審査選定結果の公表	7
9	契約の締結	7
10	参加者等の失格	7
11	その他	8
12	問い合わせ先（事務局）	8

別表 第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務審査基準表

令和5年11月

八 街 市

健康子ども部子育て支援課

1 目的

この要項は、八街市が実施する第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務にあたり、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務場所

市指定場所

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日

(4) 委託上限額

8,767,000円

※委託上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。なお、上記委託上限額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額であり、見積書を提出する際には、上記委託上限額を超えてはならない。

(5) 業務内容

別添「第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 委託料の支払い

業務完了後に委託料を支払うものとする。

(8) 提案書等における言語、通貨及び単位

ア) 言語 日本語

イ) 通貨 日本国通貨

ウ) 単位 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

3 参加資格要件

この業務のプロポーザルに参加する提案者（以下「提案者」という。）は、公告日から受注候補者決定の日までの間において次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 八街市入札参加資格者名簿の業種「委託—調査・計画」に登録がされている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加排除の認定に関する要領（昭和58年訓令第23号）による入札参加の資格制限に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、八街市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (4) 八街市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者、並びに、八街市暴力団排除条例（平成24年八街市条例第17号）第2条第3号の暴力団及び第9条第1項の暴力団員並びに暴力団密接関係者に該当しない者。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本公告の日から起算して前2年間に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡り事故を出していない者。
- (6) 本プロポーザルに係る入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 過去5年以内（令和元年～令和5年）において、千葉県内の地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画業務、障害者計画及び障害福祉（障害児含む）計画業務又は地域福祉計画及び地域福祉活動計画業務の受注実績を有すること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (9) 同一人が代表者となっている法人等での重複する参加申込みをしないこと。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。

公募開始の公告	令和5年11月1日(水)
質問受付期限	令和5年11月17日(金)
質問回答日	令和5年11月24日(金)
参加申込書及び提案書等の受付期間	令和5年11月27日(月)～ 12月22日(金)
第1次審査（書類審査）結果通知 ^{※1}	令和6年1月12日(金)
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年1月29日(月)
第2次審査結果通知	令和6年2月16日(金)

（※1）提案書提出時点で5者以上の提出があった場合は、第1次審査として、提出書類等を確認、選定し、上位5者による第2次審査とする。

5 プロポーザルへの参加

- (1) 提出書類及び提出部数

①～④については、1部を提出すること。⑤については、正本を1部、副本を9部の計10部を提出すること。

①様式1-1「参加申込書」

代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、八街市入札参加者の資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写しを提出すること。

②様式1-2「誓約書」

③様式1-3「子ども・子育て支援事業計画策定業務等実績」

子ども・子育て支援事業計画業務等の実績の証明として契約書の写しを提出する場合は、契約者が証明できる部分及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

④会社概要

⑤提案書

ア 提案書は、仕様書の内容を踏まえ、別に定める「審査基準表」別表の評価基準を参考とし、以下により作成すること。なお、正本以外は事業者名が特定できる情報を含まないよう配慮すること。

書類名	内容
1 提案書鑑文	様式2により作成し、正本のみに添付すること
2 提案書表紙	正本は様式3-1、副本は様式3-2により作成すること
3 目次	任意様式
4 企画提案書	以下の様式により作成すること（全体で15ページ以内）
	・様式4-1 提案全体の方針
	・様式4-2 ニーズ調査及び量の見込み
	・様式4-3 計画の策定支援
5 業務実施体制	以下の様式により作成すること（全体で6ページ以内）
	・様式5-1 企業の基本的事項
	・様式5-2 作業体制
6 参考事項	以下の様式により作成すること（全体で3ページ以内）
	・様式6 子どもの意見反映に係る措置
7 見積書	任意様式 消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入すること

イ 原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すこと。

ウ 用紙方向は、縦長とすること。

エ 両面印刷で作成すること。

オ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

カ 専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

(2) 受付期間

令和5年11月27日(月)～12月22日(金) 午後5時00分まで

(3) 提出方法

提出書類は、事務局に事前電話連絡の上、提出先まで直接持参、もしくは郵送により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時00分まで(市役所の閉庁日を除く。)とする。郵送する場合は期限を過ぎたものは受け付けない。(期限必着)

(4) 提出先

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

八街市役所健康子ども部子育て支援課保育係

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(6) 提案書の提出辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案を辞退する場合には、様式8「参加辞退届」を提出するものとする。

(7) 市から疑義照会

提出のあった提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行う。

(8) 提案書等の取り扱い

①提出後の内容追加及び変更は、原則として認めない。

②提出された提案書等は、一切返却しない。

③提出された提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。

④提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市公文書公開条例(平成12年3月22日条例第1号)の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、(秘)マークを付加する等、適切な措置を講じること。

(9) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

①提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。

②参加資格を満たさないものから提出されたもの。

③提案書に記載すべき構成内容の全部又は一部が記載されていないもの。

④許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑤虚偽の内容が記載されているもの。

⑥本要項及び別に定められた手法により、選定委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

⑦その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、様式7「質問書」により提出すること。

①提出期限

令和5年11月17日（金）午後5時00分まで（必着）

②提出方法

担当部署メールアドレス (kosodate@city.yachimata.lg.jp) 宛に電子メールに添付して提出するものとする。その際、メール件名は【八街市子ども・子育て支援事業計画】とすること。

なお、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、ファクシミリもしくは持参での提出も可とする。

電子メールの送信、又はファクシミリの送付後は、電話による確認連絡を行うこと。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和5年11月24日（金）午後5時00分までに電子メール、又はファクシミリにて全質問者に対し回答する。

なお、質問に対する回答は、要項及びその他配布された提供資料の追加、又は修正と見なす。

7 審査方法

庁内に選定委員会を設置し、次の第1次審査、第2次審査により受注候補者を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位5者を選定する。

なお、参加者が5者以内の場合は、第1次審査は実施せず、すべての参加者を第1次審査通過者として扱う。

①審査方法

選定委員会において、別に定める「第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づき審査するものとする。

②結果通知

審査結果について、令和6年1月12日（金）までに、結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとする。

③その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じないものとする。

なお、第1次審査の審査結果は第2次審査に持ち越さない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査にて選定された者は、提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。得点の最も高い参加者を受注候補者として、次に得点が高い参加者を次点候補者として選定する。

ただし、得点と同じ参加者が二者以上ある場合は、見積金額の低い者を受注候補者とし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより受注候補者を決定するものとする。

第2次審査の日時及び場所の詳細については、第1次審査結果通知の際に通知するものとする。

①実施概要

- ア 日時 令和6年1月29日(月)午前10時(予定)
- イ 場所 団体研修室(八街市総合保健福祉センター4階)
- ウ 人数 3名以内
- エ 提案内容の説明
提出した提案書に基づき説明するものとし、提案書に添付していない資料を新たに提出することはできない。
- オ プレゼンテーション及びヒアリング時間
 - ・参加者からの説明時間 30分以内
 - ・八街市からの質問時間 15分以内
- カ 機器類の準備
プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、当市が準備する。
その他、必要な機器は参加者が用意するものとする。

②審査方法

- 選定委員会において、別に定める審査基準表に基づき審査するものとする。
- なお、参加者が1者のみの場合であってもプロポーザルを実施し、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定しないものとする。

③結果通知

- 審査結果については、令和6年2月16日(金)までに結果の如何にかかわらず書面にて通知する。

④その他

- 審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

8 審査選定結果の公表

選定結果は、八街市ホームページへの掲載により公表する。

9 契約の締結

受注候補者と提案内容を協議し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書に変更又は追加等を行うことができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。

ただし、受注候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と同様の協議を行う。

10 参加者等の失格

次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加、又は受注候補者、次点候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 八街市長から指名停止を受けた場合
- (2) 不正行為が認められた場合
- (3) 見積額が委託上限額を超えた場合

11 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 本プロポーザルに関し、提出された書類等は、本件以外の目的で使用しない。

12 問い合わせ先（事務局）

- (1) 担当部署：健康子ども部子育て支援課
- (2) 担当者：五木田、塚瀬
- (3) 所在地：〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
- (4) 連絡先：（電話） 043-443-1693
（ファクシミリ）043-443-1742
- (5) 電子メール：kosodate@city.yachimata.lg.jp